

石川県スタートアップ創出・交流拠点設置・運営等業務委託 プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

業務名：石川県スタートアップ創出・交流拠点設置・運営等業務委託

業務内容：別途提示する仕様書のとおり

履行期間：契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

予算額：7,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

2. プロポーザルへの参加資格

次の（１）から（８）に掲げる条件をすべて満たす者に限り、本プロポーザルに参加することができる。

（１）石川県金沢市にスタートアップ支援拠点となりうるコワーキングスペース（※）等を所有または運営している、もしくは「6. 審査会」で定める審査会実施日までに所有または運営予定であること。

※コワーキングスペースとはさまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースを指す。

（２）地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項で定める、一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。また、同第2項で定める、一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないこと。

（３）石川県から指名停止を受けていないこと。

（４）国税及び地方税を滞納していないこと。

（５）民事再生法、会社更生法に基づく再生又は更生手続き、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（６）役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者でないこと。

（７）政治団体でないこと。

（８）宗教団体でないこと。

3. スケジュール

（１）募集開始	※県ホームページに掲載	令和6年7月19日（金）
（２）質問書提出期限	※質問がある場合のみ	令和6年7月25日（木）
（３）質問書への回答	※県ホームページに掲載	令和6年7月31日（水）
（４）企画提案書提出期限		令和6年8月5日（月）
（５）審査会		令和6年8月上旬
（６）選考結果の通知		令和6年8月下旬
（７）契約締結		令和6年8月下旬

4. 質問書の提出、回答方法

(1) 提出期限

令和6年7月25日(木)17時必着

(2) 提出方法

- ・「質問書(様式1)」を電子メールにより提出し、到達確認のため電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は、「石川県スタートアップ創出・交流拠点設置・運営等業務に関する質問」とすること。

(3) 提出先

「11. 問い合わせ先」のメールアドレス

(4) 質問の回答

令和6年7月31日(水)17時までに、質問者に対し電子メールでの回答を行うとともに、県ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

- ・企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。
- ・電話での質問は受け付けない。

5. 審査参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年8月5日(月)17時必着

(2) 提出方法

- ・持参、郵送又はメール(FAXでの提出は不可)
- ・到達確認のため電話で受信確認を行うこと。

(3) 提出書類及び部数

提出書類	形式	様式
① 業務委託プロポーザル審査参加申込書	A 4	様式 2
② 企業概要説明資料	A 4	様式 3
③ 企画提案書 仕様書の記載内容のほか下記事項を含めること ・業務実施体制とスケジュール ・類似業務の過去実績 ・見積金額(項目毎の内訳・詳細を記載) ※企画提案書の内容は「7. 審査方法・審査基準」に記載の内容に鑑み作成すること	A 4	任意 ※20枚以内
④参加資格等確認用書類(写し可) ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・県税の滞納がないことの証明書 (県税事務所又は県総合事務所、税務課が発行する納税証明書) ・最新の決算書 ・定款 ・誓約書	— A 4	 様式 4
⑤ 審査会出席者	A 4	様式 5

(4) 提出先

「11. 問い合わせ先」に同じ

(5) 留意事項

- ①一提案者が同一業務について複数提案を行うことは認めない。
- ②上記提出書類「③企画提案書」における「業務実施体制」については、再委託先がある場合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- ③提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとする。
- ④提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- ⑤書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。
- ⑥提出された書類は返却しない。

6. 審査会

(1) 日 時

別途指定する日

(2) 留意事項

- ・プロポーザル参加者の審査会出席は必須とする。
- ・持ち時間は20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）とする。
- ・参加者多数の場合には、審査会に先立ち、書類選考を行うことがある。
- ・説明は企画提案書に基づいて実施すること。
- ・審査会は別途県が指定する場所・方法で開催する。

7. 審査方法・審査基準

(1) 審査方法

- ・下記の評価項目に従って、提出書類、プレゼンテーション内容などにより、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者及び次点者を特定する。
- ・必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う。
- ・参加者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうかを判断する。
- ・審査及びその内容は非公開とする。

(2) 評価項目

業務実施体制、 環境の適切性	必要な人員を確保し、本業務を効率的に実施できる体制が提案されているか(個人情報の保護・機密保持、危機管理体制を含む)、計画の遂行に必要な環境は整っているか
価格の妥当性	内容に鑑み適正なものとなっているか
提案内容の適格性	業務の手順・手法が適当で実現性があるか
業務実施の工夫	イベントの実施内容やスタートアップ支援拠点としての機能などに、効果的なイノベーション創出のための工夫が見られるか

8. 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

- (1) 審査において総合的に評価し、最も優れた者及び次点者を特定する。
- (2) 審査で特定した最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 審査結果（書類選考結果含む）は各提案者に文書をもって通知する。

9. 契約の締結

- (1) 契約の締結交渉に際して、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 契約内容は、企画提案書に基づいて決定する。ただし、協議により、仕様書の内容に一部変更が生じる可能性がある。

10. その他

- (1) 本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加により知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 企画提案書による提案内容は、石川県に帰属する。
- (5) 県民等からの情報公開の請求に応じて、情報開示を行う場合がある。
- (6) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

11. 問い合わせ先

石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ

担 当：奥谷内（おくやち）、山崎（やまざき）

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月一丁目1番地

電 話：076-225-1513（平日 9時00分から17時00分まで）

メールアドレス：sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp